

## 釧路で「いのちの健セミナー」

10月20～21日に釧路で「2018年働く人びとのいのちと健康を守る北海道セミナー」が開かれました。今年のセミナーには釧路をはじめ道内各地から96人が参加し、1日目は記念講演「みんなで取り組む職場のメンタルヘルス対策」（勤医協中央病院・田村修医師）や4つの特別報告があり、2日目は3つの分科会で交流しました。第2分科会「各職場の実態とまともな働き方を考える」では、道労連の竹田事務局次長（建交労北海道鉄道本部委員長）などが座長をつとめ、建交労釧路地域支部の雪田さんが労働相談事例の報告をしました。第3分科会「仕事によるけがや病気の補償と予防」の座長は建交労釧路支部・小玉委員長と道本部労災職業病部会・福井事務局次長で、釧路協立病院の吉岡猛院長による「振動病治療 27年間の臨床的検討」についての特別報告などがありました。建交労釧路支部から6人がこのセミナーに参加しました。

## 北海道建設アスベスト第2陣訴訟口頭弁論 大阪高裁判決をふまえて意見陳述

北海道建設アスベスト第2陣訴訟の口頭弁論が10月25日に札幌地裁で開かれました。この日の弁論では、8月31日と9月20日に相次いで出された大阪高裁判決（京都地裁ルート・大阪地裁ルート）を受けて弁護団が意見陳述しました。佐藤敦弁護士は、一人親方も救済対象とするなど国の責任がより広く認定されたことを踏まえて、札幌地裁も被災者の救済をさらにすすめるよう求めました。長野順一弁護士は、この2つの判決で建材メーカーの責任を認めた意義を述べ、札幌地裁においてもアスベスト被害の実態を見据えて被告企業の共同不法行為責任、分割責任について判断するよう意見を述べました。

## 岡内裁判 札幌高裁も不当判決

10月24日、札幌高裁（草野真人裁判長）は、岡内さんが指曲り症の労災申請を不支給とした苫小牧労基署の決定の取り消しを求めた裁判の控訴審判決で、地裁の判決を踏襲して岡内さんの請求を棄却する不当判決を言い渡しました。

## KKR・杉本裁判で不支給決定を「自庁取消」

10月26日、札幌で「杉本綾さん労災認定報告集会」が開かれました。杉本綾さんは、卒業後働き始めた札幌のKKR札幌医療センターで、わずか8か月後に自ら命を絶しました。お母さんは、綾さんの死は仕事が原因だと労災請求しましたが不支給決定され、審査請求、再審査請求も棄却されたため裁判で取り消しを求めてたたくてきました。10月26日には証人調べが予定されていましたが、9月17日に札幌東労基署など国側の担当者が、不支給決定を取り消して労災として認定する「自庁取消」の方針を原告と弁護団に伝えてきました。理由は、自宅に持ち帰った仕事や昼休みにも働いていた時間数を算入すると認定基準を満たすことが判明したということです。集会では、認定されたことへの喜びとともに、なぜもっと早くできなかったのかという声や、このようなことが二度とおきないようにしなければならないという決意が出されました。